



Title	裸足の乱とフロンドの乱：フランス絶対王政確立期ノルマンディにおける騒乱の一形態
Author(s)	阿河, 雄二郎
Citation	études françaises. 1975, 13, p. 1-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93637
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

裸足の乱とフロンドの乱

——フランス絶対王政確立期ノルマンディ
における騒乱の一形態——

阿 河 雄 二 郎

目 次

- 第1章 裸足の乱の勃発
- 第2章 蜂起の担い手と目標
- 第3章 騒乱の鎮定と弾圧
- 第4章 フロンドの乱とノルマンディ
- 第5章 アルクール戦争
- 第6章 結 語

一 裸足の乱の勃発

(1)

1639年7月16日白昼、バス＝ノルマンディの西部の小都市アヴランシュの街頭で、クータンス上級裁判所特別代官プーピネルが数百人の暴徒の狼藉にあって殺害されるという事件が起った。件のプーピネルは親類の訴訟事件に関するルーアン高等法院の裁定 *arrêt* を伝達するための全く私的な用件でアヴランシュを訪れたのだったが、折しも当地では政府が塩税 *gabelle* を布告するかも知れないとの噂が広まり、それを実力阻止するために市民有志によって政府諸役人の出入を監視する厳戒体制がしかれていたのであった。折悪しく通りかかったプーピネルはたちまち警邏隊に取巻かれて尋問をうけたが、彼の荷物の中から高等法院の裁定を認めた公文書

が発見されたので塩税官と誤認されて大騒ぎとなった。監視の元締めポンテベールのもとに塩税官来たるの急報が入る。警鐘が乱打され、製塩業者 sauniers や薪運び人夫 porteurs de bois など二百余人の群衆が集まってプーピネルを路上に引摺り出して「足蹴り、げんこつ、石つぶて、棍棒」の集団リンチを加え、正午すぎには息の根をとめてしまったが、なお糸紡ぎ女たちは紡錐で屍体から眼球をえぐり取ったという。⁽¹⁾

暴動は広がる。午後5時頃、やはりアヴランシュに入ってきた sol pour livre 税徴収官サン＝マルタンが「独占者をやっつけろ」Au monopollier の怒号の中で襲撃され、辛うじて官憲に救出された。翌17日午後3時頃、今度は官職税徴収官プールセルが民衆に追われてカプチン会派修道院に逃込んだものの、民衆は同修道院内になだれこんで掠奪を始め、鎮圧に向った市総督カニシ卿配下の兵士たちは民衆の凄じい剣幕に押されて何らなす術がなかった。⁽²⁾

暫しの小康の後、7月24日、四百余人の民衆が武装して近郊の都市モルタンの有力者ボープレを打倒すべくアヴランシュを後にするに及んでこの地方の騒乱は新局面を迎えた。ボープレはモルタン市長、国庫財務官、カーン租税院評定官などの要職にある高級官僚という側面と、サン＝ロ徴税区設立とその官職売買などで法外な利益をあげた新興成金という側面をもち、またアヴランシュ地方に塩税を導入しようとした張本人とも目されていただけに民衆の憎悪を一人占めしていたのであった。⁽³⁾ 一揆軍モルタンに迫るとの情報に接したボープレは初めて事態の急迫を知り、慌ててムーゾンに滞陣中の国王ルイ13世のもとに赴き塩税の即時中止を嘆願することになるが時すでに遅く、アヴランシュの蜂起は瞬時にモルタン、ヴィールに及び、更にクータンス、ポントルソン、ドンフロン、サン＝ジャム、バイユーをも包み込み、バス＝ノルマンディは喧噪の坩堝と化したのであった。

カーンに騒乱の火の手が上るのは8月8日のことである。この日、皮鞆

し工の一団が sol pour livre 税徴収官ラポルトの家を襲って彼を町から追い払った。13日、件の皮鞣し工たちは商品の検印を受けるため市場に集まっていたが、定刻をすぎても検印を司るべきラポルトが先日の報復に怯えて姿を見せなかった。苛立った皮鞣し工たちは町の中央オドン街にあるラポルトの事務所に押入り、別の一隊は郊外地区にあるラポルトの事務官宅を襲ったのを手始めとして、subsistance 税徴収官クロアジェ、タイユ収税官ル＝アゲー、富裕貴族クロアマルの邸宅を次々と襲撃していったのであった。翌日、ラポルトの家は焼打ちされた。更に8月26日、子供と主婦を先頭に押立てた群衆は二千人以上に膨れ上り、ル＝アゲー邸を包囲して威嚇し、市庁舎や商家にもデモをかけたので市民軍が出動して撃退した。27日、商人ヴィエル、ジェルヴェーズ邸が包囲されたので再び軍隊が出動して群衆を蹴散し、バス＝ノルマンディ総代官マチニョン侯は急遽カーンに帰任して要所に兵を配置して不測の事態に備えさせた。それでもなお28日、民衆は毛織物商人ル＝マリニエの屋敷を取囲んで脅迫するなどの不穏な動きをみせている。⁽⁴⁾

時は前後するがノルマンディの首府ルーアンでも裸足の乱の余震が8月4日に感得される。同日夕方、染色織物税徴収官ルージュモンが染色工たちにつけ狙われ、大聖堂内に逃げたけれども腕ずくで引出されて殺害された。本格的な騒乱は8月20～24日に訪れた。既に民衆の不穏な動きを察知していた francs-fiefs 税徴収官ユゴーは逃亡の準備中、不意に群衆に踏込まれて家屋と事務所が破損した。次に攻撃の鋒先はウフト、デュメニル、コロンベルら商人にむけられ、やがてルーアン塩税徴収官ルテリエ＝ド＝トゥルヌヴィル攻撃に収斂される。

トゥルヌヴィルは塩税業務を一手に握る新興成金の典型と目され、民衆の憎悪の的だったので、彼を攻撃対象とする限りにおいて当局側も暫し騒乱鎮圧の手を休ませた程である。そのため彼の屋敷は二日間も包囲され、暴徒の邸内乱入を阻止できないとみたトゥルヌヴィルとその郎党は屋敷か

ら討って出て乱闘となり、この渦中に家僕10人が群衆に惨殺された。事態を静観していた高等法院、市当局が漸く軍隊を投入し、蜂起の煽動者ゴランを逮捕して秩序を回復した。⁽⁵⁾

(2)

フロンドの乱に先行するリシュリュー宰相時代(1624～42年)の騒乱に関する研究は、所謂ポルシネフ＝ムーニェ論争としてよく知られており、⁽⁶⁾ わが国でも中木康夫氏、千葉治男氏などの紹介もある⁽⁷⁾ が一応、次のように要約できよう。

ポルシネフは17世紀初頭、農村における領主⇔農民、都市におけるブルジョア⇔手工業者の階級矛盾が王税の強化（すなわち封建的絶対王政の強化）を契機として激化し、武装蜂起に至ると考える。⁽⁸⁾ つまり、国王と領主による二重の重税賦課は農民の生活基盤を侵し、他方、都市でも過酷な税收奪が底辺の手工業者を最も圧迫し、ここに農民と都市民衆を主体とする反税闘争が展開されるが、更に一部の反王権的貴族、官僚、ブルジョアが参画することによって反王税統一戦線は強化される。ところが後者は騒乱が長期化し、秩序の乱れが著しくなるにつけ革命の恐怖に捉われて戦線から徐々に後退し、ついに鎮圧側に寝返ることによって反封建闘争を瓦解させる。⁽⁹⁾ 結局、ブルジョアの封建化 *féodalisation* が市民革命への道を封じ、封建的絶対王政の確立に参与することになるというものである。⁽¹⁰⁾

これに対しムーニェのポルシネフ批判は①騒乱は自然発生的というよりは人為的反抗の様相が濃厚である②基本的に貧民の闘争であるが、貴族や官僚などの参加を無視してこの騒乱を考えることはできないということに要約される。⁽¹¹⁾ ムーニェはポルシネフが12～13世紀封建制盛期の諸概念をそのまま17世紀社会に持込む非歴史性に触れ、17世紀農村の理解は、広範な自作農の成立、領主制の残存、利害を共通にする村落共同体といった観点を見落してはならないと述べている。⁽¹²⁾ 換言すれば、領主⇔農民の

対抗関係と同時に、領主は政府の重税政策の重圧から領民を保護する立場にもある以上、両者の利害は必ずしも相反するものではない、かくて一揆に際し、領主は一揆に同情的態度を示し、都市でも一揆側が反王税を主目標に掲げる限りにおいてブルジョアの賛同を期待しえたのであった。例えばポルシネフは反封建闘争の一環として農民軍の領主館攻撃をあげているが、ムーニエによればその場合、領主がその地方でいかなる機能を果たしていたのか、或いは戦略的拠点としての重要性の故に攻撃対象とされたのではないかなどを吟味する必要があると述べている。⁽¹³⁾

以上のようなムーニエの指摘の背景には19世紀の所産である階級社会概念を17世紀に適用することへの懐疑論があり、その点でムーニエは独特の社会層理論 *stratification sociale* を展開している。⁽¹⁴⁾ それは当時の法学者ロアゾーなどの理論を援用しつつ、当時の社会が三身分制と、各身分内における職業の貴賤（ロアゾーによれば公権力に携わる度合に応じて上下関係が定まる）による位階制からなっていたこと、また社会は決して固定的、閉鎖的ではなく、かなりの流動性があったとするものである。ともあれ、ムーニエは各地の騒乱の実証的研究を提唱し、現在までにかなりの成果をあげている。⁽¹⁵⁾

サーモンはこの論争に触れ、ポルシネフは余りにも階級史観に忠実で実証的ではない、他方ムーニエは農民闘争の視角を余りに単純化していると批判している。⁽¹⁶⁾ 但しサーモンは両者間の共通認識に何らかの足がかりを求めようとし、それは①民衆蜂起の重大さの認識②反王税闘争が根本であること③王税徴収官の到来が蜂起の引金になっていること④政府と領主による農民の二重搾取⑤蜂起の孤立分散的性格⑥鎮圧に際しての市民軍の逡巡⑦貴族の一揆参加⑧パリとの連帯⑨ロアゾー、セギエ文書の使用などであるという。⁽¹⁷⁾

さて、ノルマンディの裸足の乱がとりわけ重視される理由は、時間的空間的広がりがある他の騒乱とは比較にならぬ程大きく、三十年戦争の泥沼に足

をとられていたリシュリュー政府を背後から脅かしたゆゆしい反乱であったばかりではない。ポルシネフは裸足の乱に至って初めて農民と都市民衆の連帯という新しいパターンを呈示した革命運動が現出し、十年後のフロンドの乱の前哨をなすミニアチュールという評価を与えているのである。⁽¹⁸⁾

確かに裸足の乱とフロンドの乱を連鎖させる視点は重要であり、事実、二つの乱には多くの共通点が見出される。しかし、農民と都市民衆の連帯はどのようなものか、またアヴランシュ地方とカーン、ルーアンとの関係についてのポルシネフの見解は曖昧模糊としており、更に裸足の乱の後遺症がフロンドの乱勃発時のノルマンディにいかなる波紋を投じていたかの問題には遂に触れていない。

これらの問題で注目すべきはムーニェを継承するフォアジルの裸足の乱の実証研究である。フォアジルは、裸足の乱の原因、経過を詳細に分析した後、ルーアン高等法院にもたらされた半期交替制 *semestre*こそがフロンドの乱の直接的原因をなしていると述べている。⁽¹⁹⁾

本稿は、ポルシネフ＝ムーニェ論争をふまえながら、リシュリュー、マザランの時代、いわゆる絶対王政確立期の地方の実態、とりわけ各層の動揺と対応の仕方を、裸足の乱、フロンドの乱と二度にわたる内乱を経験したノルマンディを一つの典型として明らかにするものである。

二 蜂起の担い手と目標

裸足の乱の分析にあたり、とりあえず煩雑になることを避けるため(1)アヴランシュ地方(2)カーン(3)ルーアンの三地域にわけて考察したい。

(1)

裸足の乱発祥の地アヴランシュの蜂起の第一の担い手はプーピネル殺害に直接手をそめた製塩業者、薪運び人夫である。⁽¹⁾ 彼等は塩税新設のあかつきには自由製塩の特権を剥奪されて多大の損失を蒙るはずであり、

「塩税官打倒」「独占者打倒」を叫んで蜂起の先頭に立ったのであった。一揆軍の首魁 Nu-Pieds とは特定の人物ではなく、塩田を裸足で歩く浜子を象徴したものといわれ、指導者たちの暗号名も「les Mondrins」「Boidrot」「les Sablons」「le colonel des plombz」というように製塩業と関係深いことばが用いられている。⁽²⁾

第二に都市民衆の動向については、例えば1640年3月2日、国王監察官ラ＝ポトリが布告した一揆連座の市民105名の追放令のうちにパン屋、武器製造工、大工、日雇い労働者、牢番、靴屋、皮鞣し工が含まれていることから蜂起の主力の一翼を担っていたことは明瞭である。⁽³⁾

第三に農民については、因みにアヴランシュ徴税区97教区のうちで27教区が一揆側に投じ、モルタンでは「町の周辺部の人々」、クータンスでは「隣りの教区」「隣り村からやってきた人たち」ヴィールでも「農民」の参加が確認されている。⁽⁴⁾ これは商品経済の発展に周辺部の農村が都市経済に組込まれていることの表れでもあり、従って蜂起の日取りが都市の大市 marché 開催日と一致する事例が多いのも決して偶然ではない。騒乱の拡大につれて農村は否応なく一揆への態度決定を迫られる。一揆に加わらないと村を焼払ってしまうと脅迫されて渋々、兵員と食糧の供出に応じる村落、それでもなお当局の報復を恐れるあまり態度を決めかねている村落、またサン＝ロ徴税区内の農村は遂に立たず、クータンス徴税区内サヴィニ教区の農民は却って領主と連合して一揆軍と対抗した。⁽⁵⁾ このように農村の対応は多様であって、ポルシネフの強調する領主↔農民の対抗関係だけの視点では不十分であろう。

蜂起の主力となった都市民衆と農民が armée de souffrance という軍隊組織の闘争中枢をもったことは他の騒乱には類例を見ない注目すべき事実である。⁽⁶⁾ この軍隊は最少の細胞として聖堂区、いくつかの教区からなる軍区、総司令部の三段階の指揮系統を有する。首領は Nu-Pieds という暗号名の謎の人物、実際に采配を振ったのはモレルという司祭、彼を取巻

く幕僚は軍区長となり、その傘下には各々数百人の農民兵がいて総兵力は三千～五千に達する。本拠は遙カル＝モン＝サン＝ミシェルを臨む製塩の町ラ＝ロッシュ＝トランに置かれ遠征の度に百人内外の小隊を組み、「カツテ男アリテ神ヨリ遣ハサレ給ヒ、ソノ御名ヲよはねトイフ」の銘句を刻んだ守護神ヨハネの軍旗を翻しつつ進軍したのであった。⁽⁷⁾

この一揆の指導者はほぼ下層の聖職者、貴族で占められている。聖職者としてはモレル、バタール、ルフラン、ル＝ボニエの4名はいずれも司祭、補祭で、とりわけモレルは Nu-Pieds 本人に比定される程の実力者で、自ら Mondrins の署名で檄文や命令書を起草し、兵を率いて各地の闘争を陣頭指揮することも珍しくなかったという。⁽⁸⁾ 貴族はポンテベール、カンプロン、リシェ兄弟、ラ＝モット＝ベリエール、バシリエールら十余名が知られているが軍事的手腕をかわれて軍区長などの要職にあった。⁽⁹⁾ 彼等はおおむね貧乏貴族の子弟で、貴族とは名ばかりの僅かな収入で生計を維持しなければならず、三部会などを通じて政府に救済を訴え続けていたにも拘らず官界や軍の頭職に就く道は閉され、政府と結託した一部新興成金に実権を奪われて片田舎に不満をかこっていたのであった。従って、悪名高い重税政策に貧乏貴族が反対して一揆側に身を投じたとしても不思議なことではない。ポルシネフは一部特権階級の人々の参加が一揆を長期間にわたって持続させる役割を果たしたが、そのことが却って反封建闘争の目標を鈍化させる結果を招いたと指摘している。⁽¹⁰⁾

けれどもより重要な事実、貴族、官僚たちの一揆への同情、換言すれば政府の高圧的な中央集権化政策に対する地方の一般的な反感が根底にあって、その意向を反映した地方当局が騒乱を野放し状態にしたとの認識を政府自ら抱いていたということである。例えばクータンス市当局者のボルド（市長）とサン＝シモン（奉行管区代官）は騒乱の折、何ら適切な措置をとらずに傍観していたとしてラ＝ポトリから指弾され解任された⁽¹¹⁾ のを始め、アヴランシュの治安を司っていた市総督カニシは速かな叛乱の鎮定

を督促する国王書簡を二度も受取っている。⁽¹²⁾ バス＝ノルマンディ総代官マチニョン侯も職務不履行の叱責の手紙を国王から受け、慌ててバイユー、クータンスなどの町々の巡察を行っているがアヴランシュへはカニシからの「町は平穏である」との報告を信じて行っていない。⁽¹³⁾

当のカニシは一揆軍の指導者ポンテベールとは遠縁に当り、一揆への共感強い雰囲気の中では、鎮圧しようにも十分な兵力が集まらなかったのである。そのため彼は正面きって一揆軍と事を構えることを回避し、城内に息を潜めて国王軍の到来をひたすら待ち続けていた。同じ市総督のうち反徒を積極的に討伐したカーンのトレーム伯、ルーアンのギッシュ伯のような大都市はともかく、中小都市バイユーのユード、モルタンのポアレ、ヴィールのギベールの態度が不鮮明なものけだしカニシに通ずる事情のためであろう。⁽¹⁴⁾

騒乱の渦中で攻撃された者は全体で40名を越えている。職業別に分類すると行政官はトゥルヴィル、プーピネル、ボープレの3名、徴税区諸役人はサルシィ、ゴアスランら8名、タイユ収税官はニコル、アンゴら5名、各種徴税請負人はサン＝マルタン、ブラシェ、プールセルら13名などとなり、財務関係諸役人の比率の高いことが一目瞭然である。⁽¹⁵⁾ そしてプーピネル、プールセル、ゴアスランの3名の死者、確認されるだけで31、実数は40～50にもものぼるであろう徴税事務所、家屋の損害を出したことは基本的にこの騒乱が反王税闘争であったことを裏付けている。

(2)

カーンの騒乱は短期間にすぎなかったが、アヴランシュ地方と同じ特徴を示している。被攻撃者15名中、12名が何らかの収税業務に携わる財務官であった。⁽¹⁶⁾ 蜂起の発端となったラポルトは皮革製品の sol pour livre 税徴収官、ル＝アゲーは subsistance 税徴収官とタイユ収税官を兼ね、クロアジエ、クロアマルも subsistance 税の徴収に関与していた。subsistance 税徴収の不当性を市庁前のデモ隊は「奴(ル＝アゲー)が我々からふ

んだくった金を取戻せ」と表現している。しかし攻撃対象はやがてクルエーズ（小間物商）ヴィエル（不明）ル＝マリニエ（毛織物商）のブルジョアに発展し、財務官段階よりも一步進んだ富裕商人に転じた可能性がある。⁽¹⁷⁾ 従って市当局、市民軍の秩序回復への動きはアヴランシュよりもはるかに迅速であった。しかもカーンはマチニョン侯のお膝元でもある。8月26日以降の騒乱に加わった群衆は二千人を数えたが、侯軍は逸早く蹴散して三人を殺し、騒乱拡大の芽を摘みとっている。⁽¹⁸⁾

この蜂起の主な担い手は、まず皮鞣し職人、8月14日には近郷の農民も加わり、26日以降は都市手工業者であった。また首謀者 Brasnu（裸腕）についてポルシネフは Nu-Pieds を模したもので、ここにも裸足との連繋がみられると解釈している⁽¹⁹⁾ がフォアジルによれば Brasnu とは Antoine Brasnu という人物の本名であり、彼は「貧しく卑しい生まれの人」で「荷運びもしくは人足」を職業としていたようである。⁽²⁰⁾

— (3) —

ルーアンの騒乱は突発的なことではなく、既に皮革業者の反抗は1628、1632年、毛織物業者の反抗は1625、1630、1635年、製紙業者の反抗は1634年に記録されている。⁽²¹⁾ いづれの場合も、政府の新規物品税賦課に直接利害の関わる商工業者の反対運動が展開されるという経過が繰返されていたのである。従って、1639年8月4日、染色工の一団が染色織物税徴収官ルージュモンを殺害した事件そのものは特に驚くにはあたらない。ルージュモンへの反感は全市内に充満していたので、このような事態の発生は十分予想されていたのであった。しかし、8月20日以降の騒動は、まず francs-fiefs 税徴収官ユゴーへの攻撃、即ち財務官攻撃という定例のコースから富裕商人襲撃へとエスカレートし、更にトゥルヌヴィル邸包囲に異様な高揚を看取することができる。一揆の煽動者ゴランは襲撃予定者の名簿を懐にしていたといわれ、かなり計画的、組織的行動であった形跡すらある。⁽²²⁾

被攻撃者を分類すると徴税請負人としてルージュモン、ユゴー、モラン、

フルーリ、ノエル、ムキニェンの6名、その協力者4名、商人5名、官僚5名、トゥルヌヴィル関係11名などとなっている。⁽²³⁾ 官僚の中には上級裁判所評定官モア、高等法院部長モンヴィル、同評定官モントネ、市守備隊将校ル＝フォールらが含まれているが、彼等は一揆鎮定の際に負傷したのであって、やはり財務官攻撃が中心となっていると考えられる。⁽²⁴⁾ 民衆は全ての独占者を町から追放すると豪語し、ゴランは「いざ立て我が同志よ。裸足に続こう」と叫んだといわれる。但し、裸足側からルーアンにむけて檄文、廻状、煽動者が送られたことは確認されておらず、裸足の乱の及ぼした心理的効果を知りうるのみである。⁽²⁵⁾

一揆参加者を大別すると中小商人、手工業者、労務者となっている。ルージュモンやコロネル(石鹼商)攻撃時の主力は毛織物業者で、梳毛工、打毛工、飾り紐工、サージ織工、剪毛工、毛織工などの参加が判明している。またモラン(皮革税徴収官)、コロネル、トゥルヌヴィル攻撃に加わった者には皮鞣し工、毛皮商、靴屋、鞍具屋、靴直しなど各種皮革業者が含まれ、飲料消費税事務所やユゴーの襲撃には酒造販売に携わる居酒屋、ブドウ酒・ブランデー醸造販売業者も参加した。またトゥルヌヴィル攻撃時には判明しているだけで中小商人17名、手工業者28名の参加を数えている。労務者としては、人夫、荷方、船頭、沖仲仕、荷揚人夫、運搬人夫がいた。そしてこれらの群衆を統率していたのは刃物屋の息子、時計屋ゴランであった。⁽²⁶⁾

しかし、ここでも問題にされるべきことはブルジョアや官僚などの対応の問題である。例えば全市民の横断的構成体である市民軍milice bourgeoisは、「我々は自分たちの保全のためにのみ武器をとるのであって、独占者の安全を守ってやるためではないのだ。奴等のために殺されるのは御免蒙りたい」と一揆には中立の立場をとっている。⁽²⁷⁾ 騒乱鎮圧を命じる高等法院院長フォコン＝ド＝リの要請には22日、漸く一千名が応じたものの、トゥルヌヴィル邸のあるプリゾン街方面に築くべきバリケードを故意に忘

れ、群衆を意識的にこの方面に誘導したのであった。その上、トゥルヌヴィルからの度重なる出動要請は一顧だにされず、いよいよ彼の屋敷に火がかけられると市民軍の一部は群衆に交ってトゥルヌヴィル家の郎党たちの殺戮に加わった。⁽²⁸⁾

勿論、ブルジョアは騒乱が無差別的なブルジョアへのテロ行為に発展することを欲しない。ウフト邸の門前に屯していた群衆は追払われ、デュメニル邸門前に蝟集していた群衆を指揮していたゴランは逮捕された。⁽²⁹⁾つまり彼等の態度は、財務官・富裕商人への敵意と秩序の維持という二面性が交錯しているのである。

最後に高等法院の対応も微妙きわまっている。ノルマンディ総督ロングヴィル公不在のおりから治安の最高責任は高等法院にあった。前述したように院長フォコン＝ド＝リは市民軍の出動を命じ、次いで善後策を協議するため評定官全員の登院を命じた。しかし、評定官の集合は遅れ、反院長派グレモンヴィルとの反目、評定官の民衆への同情心などのために鎮圧の体制固めは後手にまわってしまった。⁽³⁰⁾ また騒乱鎮圧後にまずなすべきことは一揆参加者の嚴重処罰と破壊された徴税事務所などの速かな再建にあったにも拘らず、民衆の仕返しを恐れた高等法院の処罰は、逮捕者ゴラン一人、他の者は身体の拘束を伴わない調書をとるだけの穏便なものに終始した。徴税事務所の再建は政府の高官、大法官セギエの強い指示をうけたフォコン＝ド＝リが8月30日、これを高等法院全体会議に諮問したが反対意見が強く、11月22日にも審議未了のまま案件は棚上げされた。そのため彼は11月30日、高等法院、会計院、租税院、市庁などの代表者会議を臨時召集して再建を決議し、翌12月1日に公布するという非常手段に訴えなければならなかったのである。⁽³¹⁾ このような高等法院の不遜な態度がリシュリュー、セギエら政府首脳の心証を著しく害したことはいうまでもない。

* * * * *

アヴランシュ地方，カーン，ルーアンの一揆は王税の廃止，徴税請負人の追放を目標として農民と都市民衆を中核とし，ブルジョア，官僚，不平貴族の側面援護に支えられながら運動を展開した。但し，これら各層はそれぞれの利害に則して反王税闘争に対処したのであって連帯の絆も弱く，ノルマンディ内で孤立分散的に発生したにすぎない。またこの一揆は市政権力闘争，或いは反封建闘争には十分に転化することはなかったのである。

一揆はまた無軌道でも無秩序でもなく，むしろ整然と一定のルールに則り，攻撃対象もよく厳選されていたと考えられる。16世紀宗教戦争期の民衆蜂起についてデーヴィスは蜂起を促す要因として宗教的使命感の他，民衆側に神の意志を代行しているとの意識が働いていたと述べている。⁽³²⁾ つまり神の地上における代理人は国王であり，彼の公権力を委託されているのは行政官 *magistrats* であるが，もし国王が暴政を行い，司直にこれを矯正する能力が欠如する場合は神意が正しく伝達されていないことに他ならない。その時，民衆は神の声に直接，接して立上り，暴君を打倒することが正当な行為であるとする暴君放伐論的思考が看取されるとデーヴィスは指摘しているのである。⁽³³⁾ 例えば裸足の乱に引戻せば，ルーアンではルイ13世とリシュリューの画像が焼かれ，アヴランシュでは洗礼者ヨハネの軍旗が翻った。

なお裸足の乱のより崇高な目標は，徴税請負人＝国王の手先＝中央集権＝パリ人の支配と対置されるノルマンディ人の自由・独立，パリ人支配からの解放にあった。⁽³⁴⁾ 特に1315年国王ルイ10世が与えたノルマンディ人への憲章 *charte* の精神に復帰すること，少なくともアンリ4世の御世への回帰が理想とされたことは興味深い。裸足の乱に加わったある詩人は『ノルマンディへ』の中で次のように理念を謳歌する。⁽³⁵⁾

勇猛なるニュ＝ピエを援けよ
汝らの町々が
彼の旗の下に戦はんがため

熱烈なる戦士で充満せることを示せ

汝らは知る

全て自由のために滅びんことを厭はぬと

ルーアン、ヴァローニュ、シャルトルのごとく

汝らを手酷く扱ひしがためなり

汝らもしノルマンディ憲章の心を知らざりとせば

汝らは情なき人なり

：

進め 勇敢なる軍団長

苦悩せる祖国の將軍よ

：

神は完全なる自由を

ノルマンディにもたらされんがため

彼を遣はされ給ふ

三 騒乱の鎮定と弾圧

(1)

裸足の乱の経緯は刻々とパリにもたらされ、宰相リシュリューは事態の意外な進展に憂慮していた。しかし当初は対外戦争の遂行におわれて反乱鎮圧の兵を動かすことはできず、各当局者に反乱の早急な鎮圧を指示するに留まっていたのである。が、もはやこれ以上、内乱状態を放置することは彼の『政治遺訓』 Testament politique の諸原則からも容認できない。⁽¹⁾ そしてその場合は厳酷無比な弾圧が加えられなければならないであろう。ともあれ10月末までにリシュリューは鎮圧の方針を固めたようである。

10月28日、有能な行政官ラ＝ポトリはカーン財務管区総監の特命を受け、バス＝ノルマンディ全域にわたる秩序の回復を図るべく巡察を開始し

た。⁽²⁾ 当地の諸官庁は全て彼の指揮系統下に入ることが義務づけられる。次いで11月10日、東部国境戦線から勇猛で知られるガション軍団が引抜かれてノルマンディへの進駐を命じられた。⁽³⁾ ガション将軍は騎兵千二百、歩兵四千を率いてカーンに入城、その中から騎兵五百、歩兵千二百の精鋭をよりすぐってアヴランシュへの進撃を開始し、30日、一揆軍とアヴランシュ郊外で決戦を交えた。情報不足のため急速なガション軍団の突出に気付かなかった一揆軍側は各軍区毎に散開していた兵力の結集を図ったが失敗に帰し、奮戦空しく大敗北を喫したのであった。⁽⁴⁾ ガション軍団は潰走する農民兵を追撃してアヴランシュ市内に突入し、決戦に間にあわなかった農民兵も四散し、ここに裸足の乱は壊滅した。ガションとラ＝ポトリは暫くバス＝ノルマンディに留まって一揆の首謀者の処罰と治安の回復を果たした後、ルーアンに向う。

12月15日、リシュリューは鎮圧の第三段階として大法官セギエを総裁とする巡察団の派遣という前代未聞の厳しい決定を下したのであった。⁽⁵⁾ ノルマンディの全権を委ねられたセギエ一行は19日ルーアンにむけて出発、途中リシュリューから「更に一言繰返しますが私は貴官が企図している以上のことをルーアンやノルマンディに行うことは望みません。処罰については、この機会に過分の見せしめを行うということを肝に銘じておかれませう懇願します。…貴官はうまく始められましたから、御旅行を成功裡に終えられ、ノルマンディでは何一つ恐るるに足るものはない程に取仕切られること疑いありません」との激励の書簡を受取っている。⁽⁶⁾

1640年1月2日、市民の歓呼の声に迎えられてルーアン市に入ったセギエの任務は慈悲を願う市民の期待とは裏腹に、断固たる一揆首謀者の処罰、被害者の損害補償、行政諸機関の再編成にあった。3日、高等法院の執務が停止 interdiction になったのを始め会計院、租税院、財務管区、国庫財務官事務所、市庁も同様に停止処分に服した。カーンでも2月に市庁と奉行管区が、クータンスでは市庁、奉行管区、上級裁判所が停止された。更

に都市当局への処罰は、騒乱渦中の被害者への賠償金、政府への上納金、市行政官の解任、都市防衛権の剥奪など諸特権の廃止に及び都市ブルジョアへの過大な弾圧を帰結したのであった。⁽⁷⁾ セギェはルーアン市庁の廃止すら目論んでリシュリューの諫止により思い留まった程である。⁽⁸⁾

またセギェは停止された諸官庁の事務の空白を埋めるため思いきった人事の刷新を行った。因みにルーアン、カーンの市庁はセギェの直接任命によって元市行政官6名よりなる市顧問会議が市政を与ることになり、租税院、国庫財務官事務所はパリの該当諸官庁の兼務となった。最大の焦点である高等法院の職務はセギェに随行してきた巡察団の中から国務評定官 *conseiller d'Etat*、地方巡察官 *maître des requêtes* たち数人がひとまずその任に当り、1月28日以降は暫定的にパリ高等法院代表13名が特別委員会の名において引継いだ。⁽⁹⁾

これと平行して一揆の首謀者の処分が集中的に執行された。前述したようにルーアンの騒乱で逮捕されたのはゴラン一人の有様で、このような検察当局の緩慢な取締り態度に立腹していたセギェは、国務評定官タロン、ル＝テリエを主任とする調査委員会に首謀者の洗い直し、摘発を指示したばかりでなく、自ら特別法廷を主宰し、今までに類例をみない審問抜き判決を被告に言渡してゴランを含む数人の死刑を執行した。⁽¹⁰⁾ これは非常大権の濫用とでもいうべきものでルーアン市民を震撼させるに十分であった。

セギェはこの後、2月11日ルーアンを発ってバス＝ノルマンディの巡察を行い、リジュー、カーン、バイユー、サン＝ロ、クータンズを訪れ、3月27日パリに帰任している。この間、セギェ自らの手で処罰が行われたという記録はないので、この巡察の目的は、未だ政府の威令に服さないこの地方の民衆を国王名代としての権威で畏怖させる心理的効果を狙ったものと推測される。しかし既にアヴランシュ郊外の戦闘でガション軍団は数百人の一揆軍を殺し、首謀者バタールら十余名の処刑を行っており、更にセ

ギェ一行に随伴して再びバス＝ノルマンディに赴任したラ＝ポトリの処罰が開始されたのであった。⁽¹¹⁾ アヴランシュでは105名にのぼる追放者名簿が公表された。3月10日クータンスに赴いたラ＝ポトリは、ゴアスラン、ニコルを襲撃した廉で数名の死刑を執行し、欠席裁判で幾人かの死刑判決を下している。⁽¹²⁾ その上に前述したサン＝シモン、ボルドの二人の官僚を職務怠慢の廉で投獄したのであった。バイユーでは5名の車刑、8名の絞首刑、16名のガレー船送り、18名の永久追放などが宣告され、ルーアンでも、比較的軽い処分におわった21件の判決に続いて1月28日、5人の車刑、21人の絞首刑、15人の永久追放を含む55人の処分が発表されている。⁽¹³⁾

このようにセギェ、ラ＝ポトリの略式裁判の結果、処分された者は四百人余りにも達する。勿論、処分は完全に実施されたわけではなかった。例えばアヴランシュの蜂起の指導者のうちでバタール、ラルーエ、デュポンらは処刑されているが、中心人物モレル、ポンテベールら大半は行方を晦まし逃亡に成功している。⁽¹⁴⁾ この点でも官憲の搜索は致命的な出遅れを示しセギェらの一層の不信感を煽ったのであった。ラ＝ポトリが当局者の態度を「憶病心と黙認」「無気力」「放任」と非難し、リシュリユーが「見せしめ」と記したように、政府の施策が地方末端まで貫徹できない、否、下部機関の重大な抵抗にすら遭遇しているとの認識がセギェをして停止処分をも含む未曾有の大弾圧を敢行せしめる原因となったのであった。そして、この結果はフロンドの乱の遠因をなす対抗関係を規定したのであった。

(2)

高等法院と租税院を除く諸官庁は1641年までに全て停止処分を解除され復活した。次いで租税院もカーン租税院が廃止されたものの、ルーアンで半期交替制が実施されたため租税院諸役人は実質的な損害を最少限度に引きとめることができた。⁽¹⁵⁾ しかし高等法院再建問題はリシュリユーの強硬な姿勢のため難渋を極め、ようやくルーアン高等法院部長グレモンヴィ

ルらの嘆願が容れられて再建を認める交換条件として半期交替制が導入されることになったのである。

1641年1月、政府は半期交替制の施行を布告した。⁽¹⁶⁾ その内容は、部長職4、評定官職40などの官職を新設し、2～7月、8～1月の二期にわかれて新旧評定官が交互に高等法院を運営するというもので、以前からの官僚（便宜上、旧評定官と呼ぶ）にとっては既得権の半減を意味する。政府はこれによって高等法院の権限の縮小と官職売買による増収の一挙両得を狙ったのであったが、既得権を死守しようとする旧評定官の反半期交替制運動は必然の運びであった。

グレモンヴィル、モンヴィル、クリックヴィルら反対派の領袖はパリに陳情団を送って半期交替制の不当性を直訴し、あわせて若年の者、学識・品位に欠ける者は評定官の資格なしとして新評定官の着任拒否闘争にも入った。⁽¹⁷⁾ 一方政府側も、売却された新評定官の数だけ旧評定官の復帰を認めるという巧妙な手段で高等法院内の結束を弱めようと図ったので、一刻も早く高等法院を再建しようとする政府寄りの院長フォコン＝ド＝リを中心とする派閥と、グレモンヴィルら半期交替制徹底阻止を唱える派閥の対立は一層深刻化していった。⁽¹⁸⁾

ところで新設された評定官職の売却は遅々として進まなかった。その理由は、旧評定官の反発が余りにも強く、新官職はいつ廃止の憂目をみるかも知れない不安定な投資対象であったので官職にありつこうとする投資家が手控えたからである。1641年10月26日、まがりなりにも半期交替制の高等法院が復活した時、新評定官は僅か16名、その大半がパリ高等法院官僚の子弟であった。その後も新官職売買の業務は滞っている。⁽¹⁹⁾

まもなくリシュリュー、ルイ13世が相次いで死去し、幼少のルイ14世を補佐するアンヌ＝ドートリッシュ摂政体制を強化するため、新宰相となったマザランは高等法院勢力の後援を必要とし、リシュリュー時代には冷戦関係にあった政府と高等法院の蜜月時代が到来した。⁽²⁰⁾ そこで、ルーア

ン高等法院問題も、1643年10月、マザランが既に売却された官職を旧評定官が承認することを条件に半期交替制を廃止する妥協策に転じたので基本的に解決し、旧評定官は全員現役に復帰することができた。⁽²¹⁾ しかし問題はなお残されていた。半期交替制の施行の際に新設された官職の相当数が売れ残り、この分に相当する金額を政府に納入する義務が高等法院に負わされることになったからである。そして、結局、高等法院はこの金額を完納することができず、1645年再び半期交替制が行われることになった。その際、新たに7つの評定官職が設けられ、交替の期日も3～8月、9～2月に改正された。⁽²²⁾ 旧評定官は当然、半期交替制再導入に抗議して反対運動を起したけれども、政府側も強腰で、ドルメッソン、モンテスコ、ル＝トヌリエの三名を国王名代としてルーアンに派遣し、反対派の策謀を打砕いた。⁽²³⁾

この頃からマザランは高等法院勢力と袂を分かってリシュリューの政策を踏襲しはじめ、財務総監エムリーによる悪名高い財政立法が次々と打出されてゆく。マザラン政府との対決の気運はパリだけでなく、ノルマンディでも醸成されていたのであった。

四 フロンドの乱とノルマンディ

(1)

フロンドの乱が高等法院のフロンド、貴族のフロンドのみならず民衆のフロンドをも包摂した多様な運動であったことは既にボルシネフ、コスマンにより指摘され、⁽¹⁾ 最近、ギエンヌ地方のフロンドの実態がウェストリッチによって明らかにされている。⁽²⁾

ウェストリッチはボルドーの民衆運動を担ったオルメー Ormée(榆の木党)を詳細に分析して次のような結論をえている。即ち、オルメーはボルドー市の中小市民が上層市民の寡頭制打破を目指した市政権奪取の革命運動であったが、単独で市政を掌握する力量はなく、かつ国政レベルでの闘

争目標をもつには至らなかった。そのため同じく反王権運動（宰相マザランの代理，ギエンヌ総督エペルノン公の専制政治への反抗）を展開中の高等法院や貴族と野合することによって闘争の強化を図らなければならなかった。ところが，高等法院や貴族の攻撃目標はマザラン打倒，反中央集権にあり，しかもブルジョアの運動への参加を期待してオルメーの掲げる市政権奪取には冷淡であり，単に運動のエネルギー源として民衆運動を利用したにすぎないのである。逆にオルメーも，運動の持続という大義のためには自らの運動を貫徹できず，元来ちぐはぐなフロンド側内部の相互不信はますます募ってゆく。1653年退潮化するフロンドの嵐に反比例して孤立無援のオルメーは一層先鋭化して高等法院，市庁と戦って市政権を掌握したが高等法院，貴族，ブルジョアはオルメーの高揚を恐れて反動化し，ボルドーに攻め寄せてくる政府軍と和睦してオルメーを壊滅させたのであった。⁽³⁾

このような経過はパリのフロンドにおいても同様である。民衆のフロンドは例えば1648年8月高等法院評定官ブルーセルの逮捕，1649年1月国王軍のパリ包囲，1652年7月サン＝タントアヌ門外のコンデ軍惨敗などの時点で一挙に爆発し，フロンドの持続に大いに力があつたのである。けれどもパリではオルメーに匹敵する民衆組織は出現せず，偶然的要因にかなり左右されている。

結局，フロンドの帰趨を決したのはパリ高等法院の動向であつた。フロンドの全期間を通じて反政府運動の主役を担い続けたパリ高等法院の実力の背景は単に最高裁判所としてのものだけではない。⁽⁴⁾ 国王に対し，勅法登記権 *enregistrement* と諫奏権 *remontrance* を留保し，警察権を持ち，そして何よりも「合法性」 *legitimacy* の象徴的存在と目されたことを重視するムートの見解は傾聴に値する。⁽⁵⁾ 貴族のフロンド派の巨頭コンデ公，コンチ公，ロングヴィル公，ボーフォール公といえども高等法院抜きに事を構えることは不可能であり，地方のノルマンディ，プロヴァン

ス、ギエンヌでフロンド派が優位に立ったのも高等法院勢力の支持の賜であった。⁽⁶⁾

換言すれば、フロンドの乱を直ちに全国的騒乱と考えるのは早計であり、少々の内乱には動揺せぬ程にまで中央集権体制は確立していたのであって、地方は独自の問題を抱えつつパリの事態の推移を注視し、逆にパリは地方の範たるべく、いわばパリ主導型の形態が生じていたのであった。このような条件下ではパリ高等法院の行動には一定の原則を見出すことができる。パリ高等法院は1614年全国三部会以来の懸案とされていた「王国改革」Réforme de Royaumeの旗手をもって自任し、合法性という側面からは国王への反乱という印象を払拭するため悪政の元凶をマザランに焦り、国王への個人攻撃を念入りに回避して、いわば君側の奸マザランを放逐することによって王国の再建を図る戦術に則っている。それ故にこそ高等法院は混乱の中の唯一の合法権力にふさわしく旧来の手続きを頑に踏襲しているのであり、その姿勢は終始一貫している。⁽⁷⁾

このような貴族、高等法院、ブルジョア、民衆の各様の運動形態はパリやボルドーに固有のものではなくフロンドの乱の全期間を通じて看取されるものでノルマンディも例外ではなかった。前章で述べたようにノルマンディではルーアン高等法院の半期交替制導入に伴う混乱、貴族の不満、新税に反対する民衆運動が渦巻いていたので、これを爆発させるには少々の起爆剤で十分であったのである。

なお、ノルマンディのフロンドをフランスの統一を攪乱させた愚行とするシェリュエルや、総督と政府の対抗関係と捉えるコスマンの解釈は事実を余りに単純化しているといわなければならない。⁽⁸⁾

(2)

ノルマンディのフロンドの動きの鍵を握っていたのは総督ロングヴィル公とルーアン高等法院であった。

民衆蜂起は、裸足の乱後も、疫病の流行、飢饉、新税賦課、軍隊の掠奪

などを原因として頻発していた。例えば1643年コンシュ、ドンフロン、ファレーズで農民の税金不払い闘争が起り、マンティイ、パセーでも騒動が持上ったので軍隊が派遣されたが、却って武装解除される仕末であった。1644年、時の国王監察官ブーレーは再び軍隊を差向けようとしたがマチニョン侯の助言をいれて騒動の原因となった独占者の追放と、先にパセーに軍隊を導入した責任者サン＝モーヴィユを投獄して民心を慰撫している。同年、騒乱はヴィール、コンデ各徴税区でも起り、農民たちは徴税請負人の「手足を切ってしまえ」と威嚇したが、この運動には郷紳たち *gentils-hommes* の参加がみられた。1645年コタンタン地方で農民のタイユ不払い運動が起った時、郷紳たちは官憲による税金未払い者の拘禁と財産の差押え処分に抗議している。ルーアンの北方コー地方でも1643年以来、騒動がしばしば発生し、ロングヴィル公の軍隊が鎮定のため投入されている。⁽⁹⁾

ルーアンでも1648年10月国王宣言がパリで布告されると同条文をノルマンディでも認めよとの運動、とりわけタイユの5分の1減租、*maubouge* 税、食肉税、飲料消費税、*sol pour livre* 税、印紙税、皮革税などの撤廃を求める民衆運動が起り、⁽¹⁰⁾ 11月、オルレアン公の軍団が冬営のためルーアン郊外に移動するに及んで市民の不安は頂点に達した。というのは俸給支払いの遅滞から現地調達（つまり掠奪）により糊口をつないでいた軍隊は民衆から軍隊逗留禍として最も嫌悪されていたからである。この軍団も例にもれずルーアンの郊外地区マルタンヴィル、サン＝セヴェールで掠奪を働いたので住民は掠奪の即時中止を当局に訴えた。けれども折からパリで勃発していた騒擾への対応に忙殺されていた高等法院や市庁は有効な対策を講じなかったため怒った民衆は12月22日朝、婦人を先頭に高等法院に乱入し、一隊は市庁舎に投石し、市長グーヌーヴィル邸の門をも毀した。事件を重視したフォコン＝ド＝リはロングヴィル公を通じて政府に軍隊の移動を嘆願し、政府も急いで軍隊を査察し、冬営地の変更命令を出したので漸く事態は收拾された。⁽¹¹⁾ このような軍隊逗留禍はセーヌ川沿いの村

々にも及び、バス＝ノルマンディでも例えばポントルソンからはラ＝メイユレー將軍麾下の軍団の掠奪の有様がカーンに報告されている。⁽¹²⁾ ただ、これら民衆運動はノルマンディのフロンドの底流をなすに留まり、ルーアン高等法院の去就がひととき重要な関心事となっていた。同法院はパリの混乱に乗じて政府からの譲歩を引出そうと悪戦苦闘していたのである。

高等法院内部の勢力分野はおおよそ次のようであった。⁽¹³⁾ 院長フォコン＝ド＝リ，検事部長クールタンらは政府派，部長グレモンヴィル，モンヴィル，評定官メニル，クリックヴィルらは反政府派で半期交替制の廃止をかちとろうとしている。中間派には弁護士長ゲルショア，ユ＝ド＝ラ＝トルーリ，部長チェルゴ，ダンフルヴィルらがいるが，概して旧評定官40余人が反政府派，新評定官30余人が政府派で，やや反政府派が優勢であった。但し，院長のもつ権限は絶大であり，高等法院の運営はフォコン＝ド＝リの裁量に負うところが大きかったのである。それはパリ高等法院院長モレが同法院内のフロンド派の動きを封じたのと同様である。⁽¹⁴⁾

1648年3月会期（旧評定官会期）は5月にパリで決議された連合裁定をノルマンディでも公布するようにとの運動を起したが政府はポーレット法 *paulette* の廃止（即ち官職保有の停止を意味する）で応酬し，漸くロングヴィル公の仲裁でポーレットを再確認することで双方は和解に達した。次いで8月のパリ騒擾に際して高等法院内にはパリに呼応する動きが一部にあったものの9月から新評定官会期が始まるため中途半端なまま，会期最終日の8月31日，半期交替制反対を決議しただけで解散した。⁽¹⁵⁾

勿論，マザランは9月会期の開会によって政府攻撃の鋒先が緩和されることに期待をつないでいたのであった。10月22日の国王宣言以降，グレモンヴィルら反政府派の急先鋒の半期交替制即時廃止を求める声や，とりあえず国家の緊急時に対処すべく新旧合同の全体会議の開催を求める声をフォコン＝ド＝リは峻拒し，院内外の論争は沸騰していたものの，少なくとも表面上はマザランの思惑通り，新評定官中心の9月会期は政府与党の立場

を貫いた。⁽¹⁶⁾ 高等法院や民衆は個別的な運動を展開しただけで相互の連携はなく、またパリとの連帯意識も希薄であった。ルーアン市庁は政府の報復を恐れるあまりマザランに忠実であり、地方の情勢も混沌としてルーアンの様子を觀望していた。更に貴族の動向も、ロングヴィル公、マチニョン侯、ブーヴロン侯以下の動きはこの段階では微妙に振動したままである。

(3)

フロンドの乱が戦争に進展したのはマザランの対フロンド派強硬政策にあった。1648年以来妥協を強いられ続けていたマザランは一举にフロンド派を武力鎮圧するため国王ルイ14世、皇太后アンヌ＝ドートリッシュを奉じて1649年1月5日夜半、密かにパリを脱出してサン＝ジェルマンに入り、東部国境からコンデ軍を招喚してパリを包囲し、フロンド派の全面降伏を勧告したのであった。これに対しパリでは高等法院、大貴族を中心に防衛委員会が作られ徹底抗戦の構えを示し、ここに両派の武力衝突は必至となる。⁽¹⁷⁾ マザランの見込み違いは致命的であった。

ロングヴィル公は当初、皇太后の招請で政府側に馳せ参じながらレス大司教補らの暗躍でフロンド側に寝返り、1月10日パリに入った。しかし曖昧な態度に疑惑をもたれたロングヴィル公は総司令官コンチ公の顧問という閑職に甘んじざるをえなかったもので、この時、パリを包囲する政府軍をノルマンディのフロンド軍を結集して逆封鎖する使命が与えられたことはまさに渡りに船であった。1月15日、ロングヴィル公は佞臣マザランを除くため、総督の名においてパリのフロンド派と連帯するむねの声明を全ノルマンディに発し、早急に当地に赴くことを告げた。⁽¹⁸⁾ 問題は公のノルマンディ入りにノルマンディ側がいかなる受入れ態勢をとるかにかかってきたのである。

マザランは先手をうって、ルーアンの高等法院、市庁、大司教に使者を遣わして政府支持を取りつけ、ブーヴロン侯、マチニョン侯にも政府側へ

の参戦を呼びかける書簡を送っていた。またロングヴィル公の総督位を剝奪し、かわってロレーヌの貴族アルクール伯を総督兼軍司令官に任命してルーアンに向わせたのであった。⁽¹⁹⁾

しかし、ルーアン高等法院内では予想外の変化が起きていた。フォコン＝ド＝リが1月13日、旧評定官の年来の要望であった全体会議の開会を受入れたからである。⁽²⁰⁾ 政府の信頼の厚いフォコン＝ド＝リがなぜ危険きわまりない全体会議の開会を承服したかは今もって謎とされるが、ともかく3月会期の評定官が現役に復帰し、高等法院はフロンド派が優勢となった。フロンド派評定官はロングヴィル公と連絡をとりながら公をルーアンに入城させるべく動き出し、まず新総督アルクール伯承認案件は慣例を無視したものとして拒否し、伯の入城をも厳禁した。これにあわせて1月19～20日、ロングヴィル公は僅かの手兵を率いてパリを出発し、同24日、城壁を乗越えてルーアン市内に入り市民の歓呼の中を高等法院にむけ行進した。⁽²¹⁾

貴族、高等法院、市民勢力を背景に高等法院の全体会議に臨席したロングヴィル公はマザランを打倒するため如上の行動に訴えた旨演説し、政府側のフォコン＝ド＝リやクールタンは法的根拠をたてに政府がアルクール伯を新総督に任命した以上、公には高等法院を主宰する正当性がないとし、今暫く討議の時間を与えるように要請した。けれどもこの段階では既にフロンド派の勝利はほぼ確定していたのである。ロングヴィル公入城という既成事実はいよいよ否認のしようがなく、メニル、フレキエンヌらフロンド派ばかりではなく中間派のブリノンもロングヴィル公支持を表明したので高等法院の大勢は決した。⁽²²⁾ 1月27日、フォコン＝ド＝リ、クールタンはルーアンを去り、半期交替制の廃止が宣言され、ルーアンはフロンド派の支配するところとなったのであった。⁽²³⁾

五 アルクール戦争

パリ包囲戦と平行してノルマンディを舞台とした戦争は政府軍司令官アルクール伯の名に因んでアルクール戦争と呼ばれる。

ノルマンディの実権を握ったロングヴィル公は早速、権力機構の再編に着手し、高等法院部長1，同評定官4，最高諸院代表各2よりなる最高会議，サン＝トゥアン委員会を発足させて主宰した。⁽¹⁾ 以下，フロンド派のマザラン派追放，財政の確立，軍事編成が急速に進行した。

まず，高等法院の新評定官は全て解任され，市外退去を命じられた。次いでパリ救出軍を賄う戦費捻出のため政府の出先財務機関に帳簿の提出と現金の提出が厳命され，これに応じない財務官は投獄された。しかし，これは全ノルマンディ規模では貫徹されず，政府支持の強い財務官たちは逸早く現金をマザランのもとに送付していた。そこでフロンド派は，ルーアン塩倉庫に在庫中の塩を没収して半値で売りさばく方針を打出したのであった。⁽²⁾ その場合，この売り上げ金が国王への奉仕のためにのみ使用されると公言しただけでは購入者が後日，政府当局の詮索を恐れて買控えることが予測されたので，フロンド派は支払いを無記名で市庁宛てに行うよう指示して塩の売買を円滑に行わしめ，フロンド軍の当座の軍資金を供給することに成功したのであった。というのもフロンド派は民衆の支持をとりつける意味から大幅な減税政策を打出すことはあっても新規の税收に期待できなかったためである。最後に軍隊の徴集は，例えば2月5日の布告で納税額500リーヴル以下の村は1名，500～1000リーヴルは2名というように納税額に応じた徴兵制が原則とされたものの，⁽³⁾ 荒廢に瀕した農村がこの通達通りに応じたとは考えられない。結局，前述した軍資金をもとにロングヴィル公以下貴族の集兵能力に依拠せざるをえなかったのである。

ところが兵の召集は全く遅延していた。パリのフロンド派はロングヴィル公が四千の兵を率いてパリに進撃中との情報に歓喜したが，実際の兵力は2月28日時点で32旗三千余人にすぎず，3月初めのある報告は騎兵千三

百，歩兵二千八百，またある報告は騎兵千五百，歩兵三千と伝えている⁽⁴⁾ところからもパリを窺うことはおぼつかない情勢であり，やがてパリのフロンド派の失望をかうことになる。しかもマザランは機先を制してアルクール軍の増強を図ったので2月中旬までに政府軍13個連隊がノルマンディとパリ間に立ちはだかったのであった。⁽⁵⁾

この僅少兵力はフロンド派の結束の弱さを端的に物語っている。確かにルーアン，カーンは表面上，ロングヴィル公の威令に服していた。しかしルーアンを例にとれば，市庁は中立的で，市長グーヌーヴィル以下諸役人はサン＝トゥアン委員会に名を連ねていない。租税院院長ドックヴィルは高等法院側からの半期交替制無効宣言に同調するようとの要望に最後まで難色を示した。⁽⁶⁾カーンでは奉行兼城砦司令官ラ＝クロアゼットがロングヴィル公と親しく，かつ市庁にも影響力をもっていたのでフロンド派が主導権をとっていたものの，国庫財務官，市庁役人，財務官らは政府寄りの姿勢を崩していない。リジューではマザランに忠実な市総督ドレゾンに対し，マチニョン侯の兄でリジュー司教のレオノール＝ド＝マチニョンが武力征圧しなければならなかった。⁽⁷⁾

因みに全ノルマンディで両派の勢力分野を概観すれば次のようになる。⁽⁸⁾東北部のコー，ブレー，ヴェクサン各地方はディエップがロングヴィル公の本拠地でもあり，ル＝アーヴル（マザラン派のリシュリュ公が総督）を除けばフロンド派が優勢である。ルーアンよりも上流のセーヌ川流域地方はアルクール軍の司令部がポン＝ド＝ラルシュに設置されたことからわかるようにマザラン派が優勢。セーヌ川左岸地方は両派對立の接点で情勢はめまぐるしく変化する。要衝エヴルーは政府に忠実であったものを2月6日の武闘でフロンド派が逆転し，ポン＝トードメールもフロンド派の勝利に帰した。バス＝ノルマンディもやはりフロンド派が優勢であった。しかし，マザランの甘言に乗ぜられたマチニョン侯の去就が定まらず，シャンボア軍団を除くこの地方の貴族の参加がえられなかったこと

がフロンド派最大の誤算となったのである。2月21日シャンボア軍団がアルジャンタン、モルターニュなどを攻略したので政府側の拠点はヴァローニュなど一部にすぎなくなり、3月末になると漸くマチニョン侯の動きが活発となったがいずれも大勢に遅れている。なお、裸足の乱の起ったアヴランシュ、クータンス、ヴィールなどは直接、戦乱に巻き込まれることなくほぼ平静を保っていた。

以上のようにノルマンディのフロンドは、昔日の栄耀を夢見る貴族と、半期交替制の廃止を願うルーアン高等法院の独走であり、パリやボルドーでみられた民衆運動の高揚を基盤としたものではなかった。しかも最高諸院、その他の諸官庁の支持は最少限度に留まり、市庁は殆ど政府支持であった。またフロンド派の基盤であったはずの貴族もマザランに切崩されて反応は極めて鈍かったことがわかる。その上、一部の反政府派貴族の過激な活動と比較してルーアン高等法院は民衆の人気とり政策に終始し、その行動は合法的枠を出るものではなかった。更に付言するならばパリとの連帯も十分とはいえなかった。半期交替制の無効をパリ高等法院も宣言してほしいとのルーアン側の要望は管轄外であるとの理由でパリ側は一蹴したのである。⁽⁹⁾ にもかかわらずフロンド軍が政府軍に善戦しえたのはアルクール軍の戦略的失敗にあった。

最初、パリ＝ルーアン間の連絡を断って圧倒的優位に立ったアルクール軍は2月初旬に予想外の事件でエヴルーを喪失、コー、ヴェクサン地方の拠点を失なってポン＝ド＝ラルシュに撤退した。⁽¹⁰⁾ 2月中旬、アルクール軍はルーアン＝カーン間を遮断する作戦に転換してセーヌ川左岸地方で戦いをはじめ、ポン＝トードメール、キルブフを相次いで攻略した。けれどもフロンド軍もリジュー、エヴルーの戦いでは攻勢に転じ、ルーアンのロングヴィル公も牽制作戦に出たのでアルクール軍は退却した。このエヴルー方面の戦闘に決着をつけるべく両軍は3月初め全力を傾注して正面衝突するかにみえたが、ロングヴィル公はアルクール軍の急な進出を知

って形勢不利とみて戦わずに退却し、殿軍がラ＝ブィユで算を乱して大混乱に陥り、以後アルクール軍の攻勢を許すこととなった。ただし両軍は遂に決戦を交えるには至らず膠着状態のまま休戦を迎えることになる。⁽¹¹⁾

戦況はパリでもフロンド派が不利であった。俄造りの混成軍であるフロンド軍に対し、コンデ公麾下一万の正規軍よりなる政府軍は、2月8日シャラントンの戦いでフロンド軍を撃破した。この戦闘で戦意を失なったフロンド軍はパリに籠城、政府軍も主要街道を閉鎖して糧道を断つ消極的戦法をとったので長期の攻囲戦の様相を呈してきた。しかし、この冬は例年のない寒波にみまわれ、籠城・越冬準備の不足していたパリ市民は飢えと寒さを耐え忍ばねばならなかった。しかもノルマンディからの援軍も絶望視されるなかで先ず戦意を喪失したパリ高等法院はこれ以上の抵抗は無意味であると判断して単独で政府と和平交渉を始め、3月12日リュアィユの和約を締結、戦闘状態を終結した。⁽¹²⁾ この間、貴族は聾牀敷におかれ、後の高等法院と貴族の対立の原因となる。⁽¹³⁾

ノルマンディのフロンド派もパリの和平交渉からは完全に除外され、リュアィユの和約は寝耳に水であった。しかし既にパリが平静に戻った以上、ノルマンディだけで戦いを続けることはできない。戦況はようやくアルクール軍が優勢になっていた。ロングヴィル公は高等法院部長クリックヴィルを団長とする24人の和平交渉団をサン＝ジェルマンに派遣し(3月20日)政府との難交渉の末、和解に達し(サン＝ジェルマンの和約)、復活祭の当日、交渉団は摂政、国王に謁見を許され、4月中旬までにノルマンディ全域にわたって国王宣言が公布され、内乱は終熄した。⁽¹⁴⁾

ノルマンディ側にとって、この交渉最大の成果は念願の半期交替制の廃止をかちとったことであった。減税だけに留めようとした政府に交渉団は強硬に半期交替制の撤廃を主張し、遂に16名の新評定官職の承認と引換えに所期の目的を達したのであった。その他、アルクール伯は総督を罷免され、ロングヴィル公は総督の座を再確認されると同時にその地位を著しく

強化した。⁽¹⁵⁾

このようにノルマンディに関する限り、フロンド側の要求はほぼ認められ、政府側の全面的譲歩を帰結したのであった。事実、1649年を通じてロングヴィル公一派はノルマンディの要職を独占し、ル＝アーヴルをも手中に収めようとの傍若無人な態度は、遂にマザランをして、1650年1月18日、コンデ公、コンチ公と共に逮捕せしめたのであった。⁽¹⁶⁾

けれども政府側の譲歩は必ずしも全面的敗北を意味しているわけではない。半期交替制の廃止を勝ちとった高等法院をはじめ、最高諸院、財務諸官庁、市庁らは既得権が保証されたことに満足してフロンド派から徐々に去ってゆく。マザランも厄介な半期交替制問題に最終的決着をつけたことによってノルマンディ側との基本的対立を解消したことになり、以後は高等法院などの諸官庁を挺子として秩序の再建に着手している。貴族の分断についてはマザランには既に実績がある。

従って、1650年の第二次内乱（コンデ党の反乱）勃発に際し、首領ロングヴィル公を欠いたノルマンディのフロンドは盛上らず、ロングヴィル公妃のフロンド派決起の呼びかけも空しかったのである。ルーアン高等法院は政府の意向をうけて混乱の事前防止措置をとる旨宣言し、併せてコンデ党を糾弾する国王宣言を公布した。またマチニョン侯、ブーヴロン侯ら有力貴族も公妃の招請に応じなかったので公妃はルーアンから脱出し、本拠地ディエップに逃亡する。しかし、ディエップでも十分な兵を集めることは不可能で、政府軍の敏速な追求の手を逃れるため公妃は国外亡命を余儀なくされたのである。⁽¹⁷⁾

以後、多少の迂余曲折はあっても、フロンドの乱の終りに至るまで一部コンデ派貴族の抵抗、国外追放となったマザランの帰国に対する高等法院の激怒などを除けばノルマンディは比較的平穏であった。間もなく釈放されたロングヴィル公はマザランとの接触を強め、1652年段階になると政府与党をもって任じるようになる。そして高等法院内のフロンド派勢力の退

潮も顕著である。⁽¹⁸⁾

ノルマンディのフロンドは、政府からの譲歩を獲得した1649年3月段階でその主要な役割を終え、マザランの巧妙な羈縻政策にも弄せられて、その後の中央の混乱に卷込まれることは少なかった。戦乱による国土の荒廃をこれ以上拡げてはならないとする高等法院は秩序の回復と維持に全精力を傾ける。却って、王国改革のための全国三部会の開催の要求を決議した貴族と、その要求を不法とする高等法院の対立というかってフロンド派を構成していた二大勢力の反目さえ見出すことができるのである。⁽¹⁹⁾ このような各層の対立を尻目にマザランは1653年、二度目の亡命先から帰国し、再び王権の強化のために邁進することになる。⁽²⁰⁾

六 結 語

ノルマンディの裸足の乱とフロンドの乱は、国王政府の急激な中央集権化政策に戸惑う地方の一般的反感を背景としながら、前者においては都市民衆と農民、後者においては貴族と高等法院を主体に展開された運動であった。アンリ4世の穏健な治世の後、1624年宰相となったりシュリユーが対外戦争の遂行、財政・行政・軍制改革などの一大変革を断行し、自ら国家理性を標榜する強権的政府への変貌を遂げていくなかで、⁽¹⁾ これら諸政策に反対する諸グループの反抗は必至であり、全フランスはまさしく騒乱のるつぼと化したのであったが、就中、リシュリユー晩年を襲った裸足の乱は絶対王権の確立に伴う諸矛盾の集中的表現であるといっても過言ではない。

塩税官到来の虚報を導火線として勃発した裸足の乱はたちまちアヴランシュ地方を席捲し、その余波は遠くカーン、ルーアンにまで及んだのである。その際、騒乱を取締るべき貴族・官僚・都市当局の反応が極めて鈍く、反乱に間接的に加担しているとの印象を政府に与えたことは重大な結果を生むことになった。換言すれば、政府の施策に反対の気運が地方当局にす

ら根強いとの認識にリシュリューは脅威を感じたのであり、その結果、反乱の武力鎮圧後、みせしめとしてルーアン高等法院に半期交替制を導入するなど過酷な処分で臨んだのであった。

しかし、これは支持基盤の弱いマザラン政府には却って過重負担をかけることになった。ノルマンディのフロンドは専ら半期交替制の廃止を叫ぶルーアン高等法院の動向を焦点に展開し、遂にその全面的廃止という政府側の敗北をもって終熄したからである。他方、ノルマンディ総督ロングヴィル公をはじめとする貴族の動きは軍事的役割を捨象すれば概して第二義的役割に甘んじ、むしろその弱さを露呈した。サン＝ジェルマンの和約（1649年3月）以後のフロンド派の急速な衰退ぶりは、勿論、所期の目標を達成したためではあるが問題はそれ程単純ではない。貴族の不活発さは絶対王政下に凋落の一途を辿る貴族の運命を象徴しており、僅かな国王軍にすら対抗できないことは、貴族自立化の道が全くの夢想となって、もはや政府の官僚・軍人となる以外に生存の道がなくなったことを如実に示すものである。⁽²⁾ かねてからの貴族の要求である王国改革の実施、全国三部会の開催も結局、空洞化し、政府に握りつぶされてしまうことになる。

都市ブルジョアも度重なる新規王税賦課に当惑しながらも、王権の庇護と秩序の安定を期待してフロンド派に組した者は少なく、都市当局はほぼ一貫して政府支持であった。

都市民衆、農民はリシュリュー時代の各地騒乱の主要な担い手で、裸足の乱の主力となったけれども、フロンドの乱には、ロングヴィル公のルーアン入城時以外にきわだった活動はない。けだし、ノルマンディのフロンドは自然発生的な民衆運動にも衝撃的な王税導入への反対運動にも依拠しておらず、ルーアン高等法院とロングヴィル公主導型の、上層部だけの、個別利益のみを追求するものであったので全ノルマンディ規模での闘争意欲はいたずらに空転し、沈滞を招いたのであったと考えられる。更に付言するならば、裸足の乱、フロンドの乱を通じて民衆運動の側には王税の直

接的関与者である徴税請負人、財務官、富裕商人などの攻撃以上に出る動きはなく、市政奪権闘争、反封建闘争、ひいては反王権闘争に十分転化しないまま消滅したのであった。

ポルシュネフの強調する反王税統一戦線、或いは都市と農村の連帯も前述したようにその絆は弱く、貴族から農民に至る各層の重層的な利害の一致点を反映したものとして裸足の乱、フロンドの乱の名が冠せられる騒乱状態があったのである。各層間の連帯の弱さと地域的孤立分散性については既に検討した通りである。

けれどもそのことは事変の重大性を少しも減殺するものではない。国王政府は半期交替制の廃止、全国三部会開催の約束、減税の実施などでフロンド派を分断し、各個撃破する戦術をとらざるをえなかったが、それは結局、身分制の固定と特権の保障をもたらし、絶対王政の理念と現実のギャップを、絶対王政の脆弱な体質を露呈している。マザランは少なくともフロンドの乱のために中央集権化政策の大幅な渋滞をきたし、再びこの政策を推進するのは1650年代後半のことになるのである。

(注)

(第1章)

- (1) R. Mousnier, *Fureurs paysannes: Les paysans dans les révoltes du XVII^e siècle (France, Russie, Chine)*, Paris, 1967, pp. 106-107
- (2) *Ibid.*, p. 107
- (3) *Ibid.*, pp. 107-108
- (4) M. Foisil, *La révolte des nu-pieds et les révoltes normandes de 1639*, Paris, 1970, pp. 268-270
- (5) *Ibid.*, pp. 229-232
- (6) B. Porchnev, *Les soulèvements populaires en France de 1623 à 1648*, Paris, 1963; R. Mousnier, 'Recherches sur les soulèvements populaires en France avant la Fronde,' *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, IV, 1958, pp.

- (7) 千葉治男「フロンドの乱をめぐる諸問題」歴史学研究 第248号 1960年 50～55頁。
中木康夫『フランス絶対王制の構造』未来社, 1963年。
- (8)(9) B. Porchnev, *op. cit.*, p. 127, pp. 132-133 p. 282 *passim*.
- (10) *Ibid.*, p. 577
- (11) R. Mousnier, *Recherches...* (*op. cit.*) pp. 91-92
- (12) *Ibid.*, pp. 106-109
- (13) *Ibid.*, p. 99
- (14) R. Mousnier, *Fureurs...* (*op. cit.*) p. 13 *passim*.; id., *Problèmes de stratification sociale: Deux cahiers de la Noblesse (1649-1651)*, Paris, 1965, introduction.
- (15) 因みにエックス＝アン＝プロヴァンスについては R. Pillorget, 'Les "Cascaveaux" ... L'insurrection aixoise de l'automne 1630,' *XVII^e siècle*, no. 64, 1964, pp. 1-30; ムーランについては M. Leguai, 'Les émotions et séditions populaires dans la généralité de Moulins aux XVII^e et XVIII^e siècles,' *Revue d'histoire économique et sociale*, xliii, 1965, pp. 45-65; ルエルグについては M. Degarne, 'Études sur les soulèvements provinciaux en France avant la Fronde,' *XVII^e siècle*, no. 56, 1962, pp. 31-18; アミアンについては J. Gallet, 'Recherches sur les mouvements populaires à Amiens en 1635 et 1636,' *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, XIV, 1967, pp. 193-216 を参照。
- (16) J. H. Salmon, 'Venal office and popular sedition in seventeenth century France,' *Past and Present*, no. 37, 1967, p. 26
- (17) *Ibid.*, pp. 30-31 更にサーモンは ① officiers と commissaires を余りに対照的なものとみることへの疑問 ②騒乱の一般的原因論 ③16世紀の民衆一揆との関連性に言及しているものの羅列的指摘に留まっている。
- (18) B. Porchnev, *op. cit.*, p. 303
- (19) M. Foisil, *op. cit.*, p. 341

(第2章)

- (1) R. Mousnier, *Fureurs...* (*op. cit.*) p. 107; M. Foisil, *op. cit.*, p. 225; B. Porchnev, *op. cit.*, pp. 314-315
- (2) M. Foisil, *op. cit.*, p. 179
- (3) *Ibid.*, p. 227
- (4) *Ibid.*, p. 183, p. 226
- (5) *Ibid.*, pp. 183-184; R. Mousnier, *Fureurs...* (*op. cit.*) pp. 108-109; フォアジ

ルは蜂起に参加した農民層の分析をおこなっていない。ムーニエは、この騒乱が各階層の貧しい人々によって導かれたことを認めている。R. Mousnier, *ibid.*, p. 114

- (6) M. Foisil, *op. cit.*, pp. 178-181; B. Porchnev, *op. cit.*, pp. 322-323; R. Mousnier, *Fureurs ... (op. cit.)* p. 110
- (7) J. H. Mariéjol, *Henri IV et Louis XIII* (E. Lavissee, éd., Histoire de France, t-vi-2), Paris, 1905, p. 432
- (8) M. Foisil, *op. cit.*, pp. 203-204
- (9) *Ibid.*, pp. 206-210
- (10) B. Porchnev, *op. cit.*, pp. 324-325, p. 327

M. Foisil, *op. cit.*, p. 211 より作成した貴族の収入別構成は次表のようになる。収入 500 リーヴル以下の貴族は、“pauvres” “peu de bien” “peu de chose” と記述され約半数をしめている。

	500 リーヴル 以下	500～ 1000 リーヴル	1000～ 5000 リーヴル	5000～ 10000 リーヴル	10000 リーヴル 以上
アヴランシュ地方	39 (名)	16	24	7	10
クータンス地方	127 (〃)	18	24	8	4

なお貴族の貧困については D. Bitton, *The French Nobility in Crisis, 1560-1640*, Stanford, 1969 18世紀貴族の実態については J. Meyer, *La noblesse bretonne au XVIII^e siècle*, Paris, 1966, 2vol. を参照。

- (11) M. Foisil, *op. cit.*, p. 220
- (12) *Ibid.*, p. 215
- (13) *Ibid.*, pp. 215-216
- (14) *Ibid.*, p. 216
- (15) *Ibid.*, pp. 194-196
- (16) *Ibid.*, p. 272
- (17) *Ibid.*, p. 271
- (18) *Ibid.*, pp. 271-272
- (19) B. Porchnev, *op. cit.*, p. 350
- (20) M. Foisil, *op. cit.*, pp. 274-275
- (21) B. Porchnev, *op. cit.*, pp. 361-363
- (22) M. Foisil, *op. cit.*, p. 232
- (23) *Ibid.*, pp. 234-237

- (24) *Ibid.*, p. 237
- (25) *Ibid.*, p. 238
- (26) *Ibid.*, pp. 240-241, pp. 243-248
- (27)(28) *Ibid.*, p. 250
- (29) *Ibid.*, p. 253
- (30) *Ibid.*, pp. 256-257
- (31) *Ibid.*, pp. 262-263
- (32)(33) N. Z. Davis, 'The Rites of Violence : Religious Riot in sixteenth century France,' *Past and Present*, no. 59, 1973 p. 61. *passim*.
- (34)(35) R. Mousnier, *Fureurs ... (op. ci.)* pp. 116-117

(第3章)

- (1) Armand Jean Du Plessis Richelieu, *Testament Politique* (L. André, éd.) Paris, 1947 ; W. F. Church, *Richelieu and Reason of State*, Princeton, 1972
- (2) M. Foisil, *op. cit.*, p. 287
- (3) *Ibid.*, p. 290
- (4) *Ibid.*, pp. 291-292
- (5) *Ibid.*, p. 295
- (6) *Ibid.*, pp. 284-285
- (7) *Ibid.*, pp. 312-315
- (8) *Ibid.*, p. 299
- (9) *Ibid.*, pp. 316-318, pp. 323-324
- (10) *Ibid.*, p. 300
- (11) *Ibid.*, p. 304
- (12) *Ibid.*, p. 305
- (13) *Ibid.*, pp. 307-310
- (14) *Ibid.*, p. 303, pp. 317-318
- (15) *Ibid.*, pp. 319-320
- (16) *Ibid.*, p. 325 ; R. Mousnier, *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, Rouen, 1945 (1971) p. 210
- (17) *Ibid.*, p. 326
- (18) 第四章参照
- (19) M. Foisil, *op. cit.*, pp. 326-327 ; R. Mousnier, *La vénalité ... (op. cit.)* pp. 210-211
- (20) E. Lavisse, *Louis XIV*, (Histoire de France, t-vii-1), Paris, 1900-1911, p. 3

- (21) M. Foisil, *op. cit.*, p. 336 ; R. Mousniet, *La vénalité ... (op. cit.)* p. 213
 (22)(23) P. Logié, *La Fronde en Normandie*, 3vol. Amiens, 1951, t-I p. 103 ; M. Foisil, *op. cit.*, p. 337

(第 4 章)

- (1) B. Porchnev, *op. cit.*, p. 520 passim. ; E. H. Kossmann, *La Fronde*, Leiden, 1954, p. 31, p. 86
 (2) S. A. Westrich, *The Ormée of Bordeaux: A Revolution during the Fronde*, Baltimore, 1972
 (3) *Ibid.*, p. 134, pp. 139-141
 (4) F. Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Paris, 1951 ; J. H. Shennan, *The Parlement of Paris*, London, 1968
 (5) A. L. Moote, *The Revolt of the Judges: The Parlement of Paris and the Fronde, 1648-1652*, Princeton, 1971, chap. 1
 (6) *Ibid.*, pp. 191-192
 (7) *Ibid.*, pp. 371-372
 (8) E. H. Kossmann, *op. cit.*, p. 118 ; A. Chérueil, *Histoire de France pendant la minorité de Louis XIV*, 4 vol. 1879-1880, Paris, t-III pp. 222-223
 (9) P. Logié, *op. cit.*, t-I pp. 97-98
 (10) *Ibid.*, t-II p. 21
 (11) *Ibid.*, t-II pp. 24-25, p. 26, pp. 28-29
 (12) *Ibid.*, t-II p. 26
 (13) *Ibid.*, t-I pp. 104-109
 (14) A. L. Moote, *op. cit.*, pp. 109-110
 (15) P. Logié, *op. cit.*, t-II p. 18
 (16) *Ibid.*, t-II p. 30
 (17) E. Lavissee, *op. cit.*, pp. 40-41 ; E. H. Kossmann, *op. cit.*, pp. 79-80, pp. 72-79 ; P. G. Lorris, *La Fronde*, Paris, 1961
 (18) P. Logié, *op. cit.*, t-II pp. 47-48
 (19) *Ibid.*, t-II p. 49 ; A. Chérueil, *op. cit.*, t-III p. 161
 (20) P. Logié, *op. cit.*, t-II pp. 39-40
 (21) *Ibid.*, t-II p. 60
 (22) *Ibid.*, t-II pp. 64-65
 (23) *Ibid.*, t-II pp. 72-75

(第5章)

- (1) P. Logié, *op. cit.*, t-II p. 78
- (2) *Ibid.*, t-II pp. 83-85
- (3) *Ibid.*, t-II p. 88
- (4) *Ibid.*, t-II pp. 146-147
- (5) *Ibid.*, t-II p. 132
- (6) *Ibid.*, t-II p. 104, pp. 104-106
- (7) *Ibid.*, t-II pp. 116-121, p. 124
- (8) *Ibid.*, t-II pp. 103-128
- (9) *Ibid.*, t-II p. 98
- (10) *Ibid.*, t-II p. 134
- (11) 以上, アルクール戦争の経過については *Ibid.*, t-II pp. 133-163; A. Chérueil, *op. cit.*, t-III pp. 226-236; E. H. Kossmann, *op. cit.*, pp. 138-144
- (12) A. L. Moote, *op. cit.*, pp. 209-214
- (13) *Ibid.*, pp. 218-219
- (14) P. Logié, *op. cit.*, t-II pp. 173-181
- (15) *Ibid.*, t-II pp. 196-197, pp. 199-207
- (16) *Ibid.*, t-III p. 8, p. 11
- (17) *Ibid.*, t-III pp. 12-20
- (18) ロングヴィル公とマザランの和解については *Ibid.*, t-III pp. 94-96, pp. 116-118
ルーアン高等法院はなおマザラン宰相不信任, 重税問題などで反政府的言動を行
うが1649年のような武装蜂起には批判的立場をとっている。ノルマンディの合法
権力の中枢として *via media*, *legalistic* (ムートの言葉) な態度に固執する。
- (19) *Ibid.*, t-III pp. 86-87
- (20) *Ibid.*, t-III pp. 143-146

(第6章)

- (1) 拙稿「リシュリユーの戦争政策——リシュリユー政権確立過程を中心として——」
史林 第56巻4号 1973年, 75—107頁。
- (2) R. Mandrou, *Classes et luttes de classes en France au début du XVII^e siècle*.
Firenze, 1965, pp. 29-49; id. *Introduction à la France moderne, 1500-1640*,
1961 (1974) pp. 145-151